# 太子町立小中学校体育館空調設置等工事設計業務委託

## 特記仕様書

対象施設:太子町立磯長小学校

太子町立山田小学校

太子町立中学校

## 太子町教育委員会 教育総務課

## 1. 業務名称及び履行場所

業務名称:太子町立小中学校体育館空調設置等工事設計業務委託

履行場所:南河内郡太子町大字 山田・春日 地内

## 2. 履行期間

履行期間:契約の翌日から令和7年9月30日まで

#### 3. 業務対象施設

対象施設

| 施設名                  | 構造   | 建築年    | 既存建物設計図<br>(○:あり、×なし) |
|----------------------|--|--------|-----------------------|
| 太子町立磯長小学校 体育館(避難所指定) | RC 造<br>地上 2 階/地下 1 階<br>敷地面積 8,032.00 ㎡<br>延べ床面積 869.00 ㎡ | 1984 年 | ○紙図面<br>×CAD データ      |
| 太子町立山田小学校 体育館(避難所指定) | RC 造<br>地上 2 階<br>敷地面積 11043.10 ㎡<br>延べ床面積 1,166.80 ㎡      | 2014 年 | ○紙図面<br>○CAD データ      |
| 太子町立中学校 体育館(避難所指定)   | RC 造<br>地上 2 階<br>敷地面積 19322.17 ㎡<br>延べ床面積 1,133.00 ㎡      | 1972 年 | ○紙データ<br>○CAD データ     |

## 4. 予定工事金額及び施工期間

予定工事金額:123,384 千円(税込) 施工時期:令和8年度より(予定)

#### 5. 担当課

教育委員会事務局 教育総務課 担当:浅岡

TEL:0721-98-5533

#### 6. 設計内容

#### (1) 空調設備設計

ア 空調設備設計

空調負荷計算、設備容量及び設備効率化(台数制御、系統分け)の比較及 び検討すること。

イ 空調システム設置方法の検討

床置型・天井吊型等のイニシャルコスト・ランニングコスト等の比較及び 検討すること。

- ウ 電気設備工事(受変電設備及び幹線設備改修等)
- エ 配管、基礎及びフェンス工事(地震等転倒対策防止を検討すること。)
- オ 室外機及びバルクの配置検討

空調室外機及びバルクの設置箇所について検討すること。また、バルク車 が搬入できるように考慮すること。

- カ室内機の設置箇所及び方法の検討をすること。
- (2) 空調機設置設計に付随する改修設計
  - ア 仮設計画
  - イ 断熱工事

既存建物の断熱性能の有無の確認を行い、報告すること。(壁、屋根、換 気口改修等)

- ウ 騒音・振動対策の検討
- 工 防災機能強化

災害時の自立運転による発電した際の空調機以外の電源供給について 必要設備等を発注者と協議を行い、消費電力等を考慮して設計に反映す ること。

オ 料金調整システム

徴収方法は発注者と調整し、設計に反映すること。

- カー上記の他必要な工事
- (3) 本業務を遂行するために必要な各設備の仕様及び諸条件の調査
- (4) 留意事項

ア 機器設置状況,配管スペースの可否,仕上げ材の仕様など施設内の現況を十分に把握したうえで設計を行い、施工時に支障がないようにすること。

- イ 各設備の設置については、関係者の意見を十分に反映させること。
- ウ 設計内容は機器の仕様を含め、安全性、使いやすさ及び環境(騒音・振動 対策を含む)に配慮したものとすること。
- エ 生徒及び施設関係者並びに来校者への安全を第一に考え、工程、機器の搬入方法を検討した設計を行うこと。また、施工時における学校行事等への 影響も考慮すること。

- オ 各機器のメーカーに納期状況のヒアリングを行い、監督員に報告し、工 程表へ反映すること。
- カ 設計書における拾い書、内訳書は国の補助対象並びに補助対象外の項目 毎に分けること。

#### 7. 設計納期及び検査

- (1) 令和7年度8月下旬までに概算工事費及び工事工程表の提出をすること。 また9月末にはより精度の高い概算工事費の提出をすること。
- (2) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。なお、完了検査受検前に全ての成果品を提出し、監督員の承認を得ること。
- (3) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式を納品して業務の終了とする。

## 8. 設計留意事項

#### ①一般事項

- 1)「業務委託提出書類(契約上の様式)」に従い、それぞれの時期に各書類を提出すること。
- 2)業務上知り得た秘密事項は、他に漏らしてはならない。
- 3) 設計業務完了後の原図、その他の設計図書は、全て町に帰属する。
- 4) 設計図は、CADデータにて提出し、そのデータファイルも提出すること。
- 5) 打ち合わせ記録・検討資料・計算書等は、基本的にワードまたはエクセルに て、データ保管できるものとし、そのデータファイルを提出すること。

#### ②調査打合せ

町担当者の指示により随時調査打合せを行うものとし、必要な資料、記録は受託者が作成し、逐次、町担当者に内容を報告(提出)すること。尚、現地調査などの為、施設を訪れる際は、必ず事前に生涯学習課に承諾を得ること。

#### ③実施設計業務

1) 共通仕様書

国土交通大臣官房官庁営繕部監修、公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)による。

- 2) 材料等の指定・決定 材料の指定については、図面に明記すること。
- 3) 設計及び積算
  - ①数量積算は、数量拾い出しから工事費算定までの一切を行う。仮設工事分、重機や資機材搬入に伴う既存施設や工作物の仮移設、仮撤去、復旧の

工事費も含む。

- ②外壁タイル補修及び外壁クラックの補修については、建物各面において 脚立等を使用し、可能な範囲の目視や打音調査等を行い、その状況を全体 面積に割り戻す方式で想定改修数量を算出する。
- 4) 積算の単価については、積算時直近の刊行物、業者見積り、建築歩掛りによるものとし、刊行物の単価については比較表を作成し、最安値を採用すること。見積については、3社見積りを基本とし、比較表を作成し、最安値を採用すること。
- 5) 法規上の手続き等

事前協議が必要な場合は、遅滞なく受託者が町に代行して行うこと。 これらは、適時書類を作成し、遅延なく手続きを進めなければならない。 各種申請に必要な図面作成等は、本業務に含む。また、申請料など手続きに 要する経費についても受託者負担とする。

#### 6) 設計変更等

設計完了後といえども、工事施工中などに設計変更の必要が生じたとき、 または設計内容に疑義が生じたとき、工事発注時に積算単価の変動が生じ たときは、町の指示により受託者は、原則として無償で変更設計、設計図書 の補足、訂正等を誠実に行うこと。

#### 7) 貸与資料等

町が貸与した参考図書及び資料は、設計完了後速やかに返還すること。

#### 8) 成果品

| 名称      | 印刷サイズ       | 特 記 事 項              |
|---------|-------------|----------------------|
| 設計 図面   | A 1         | 製本1部及びデータ (CAD, PDF) |
|         | 縮版 (A3)     | A3版を2部製本             |
| 積 算 書   | A 4         | 製本3部及びデータ            |
|         |             | ※積算に使用した刊行物(物価本)等も併  |
|         |             | せること                 |
| 数量計算書   | A 4         | 印刷3部(ファイル綴)及びデータ     |
|         | )           |                      |
| 現況写真    | カラーE版       | 印刷 2 部(ファイル綴)及びデータ   |
|         |             | A 4 サイズアルバム 1 部及びデータ |
| その他必要書類 | A 4         | ※印刷可                 |
| 設計積算根拠  | <br>  指定なし  | 印刷2部(ファイル綴)及びデータ     |
| 以口很开心爬  | 11 /L / & C |                      |
|         |             | 積算根拠:積算単価等コピー(ファイル綴) |
|         |             | 資材見積り:原本 3社分(一覧表添付)  |

## 【図面リスト】

- ・共通事項 特記仕様書・現況平面図・改修平面図
- ・建 築 断面図・詳細図・建具図・その他改修に伴う図面
- ・電気設備 器具一覧・構内配電図・配線図・系統図・その他改修に伴う図面
- ・機械設備 器具一覧・屋内配管図・空調設備図及び配管図・その他改修に伴う図面
- その他 仮設図等、工事に必要な図面

## 9. 質疑等について

本業務に関する一切の質問は、メールによる書面で提出することとし、電話口頭による質問は受け付けない。

(1) 質疑締め切り

令和7年4月17日(木)正午まで

(2) 提出先

太子町 教育委員会事務局 教育総務課(担当:浅岡)

E-mail: kyouikusoumu@town.taishi.osaka.jp

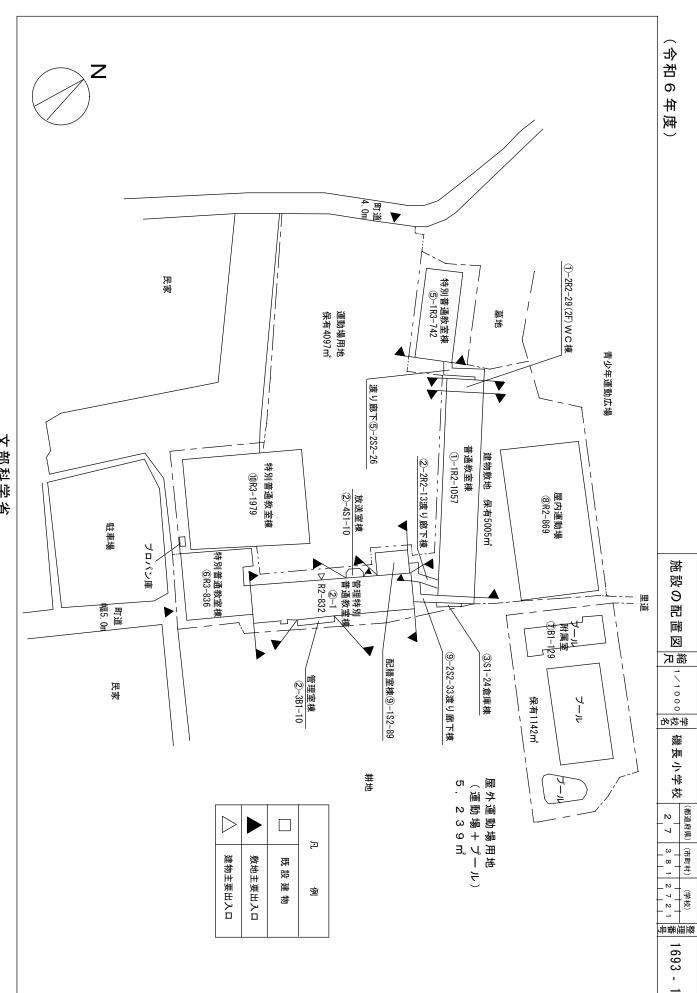
T E L : 0721 - 98 - 5533

※送信後、上記担当課まで必ず受信確認をすること。

※期日までに提出のない場合は質疑なしと判断します。

#### (3) 質疑の回答

令和7年4月21日(月)午後5時30分までに町ホームページに回答を 掲載する。

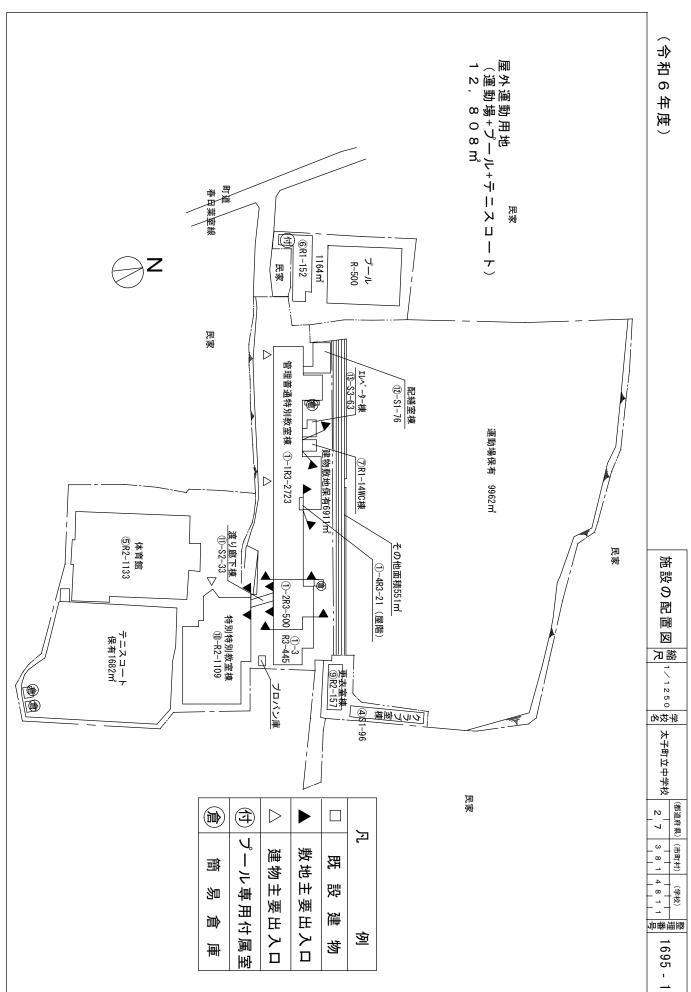


文部科学省

文部科学省

文部科学省

文部科学省



文部科学省